

秋 田 市 教 育 委 員 会
令 和 7 年 3 月 定 例 会
(事前配布資料)

【資料目次】

付議案件

議案第 5 号 秋田市指定文化財の指定に関する件

… 1

定例会資料：議案第 5 号
令和 7 年 3 月 1 2 日
文 化 振 興 課

議案第 5 号

秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第 4 条第 1 項の規定により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 12 日 提出

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 （工芸品）	鉄地革包 錆色漆塗 三枚仏胴 具足	1 領	秋田市山王一丁目 1 番 1 号	秋田市 秋田市長 穂積 志
有形文化財 （工芸品）	黄唐織牡丹 唐草地紋 胴服陣羽織	1 領	秋田市山王一丁目 1 番 1 号	秋田市 秋田市長 穂積 志

提案理由

秋田市文化財保護審議会から答申のあった上記の物件を、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

秋田市指定文化財の指定について

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

1 指定しようとする物件

- (1) 鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足
- (2) 黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織

2 文化財保護審議会における審議の概要

令和6年8月から2回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、令和7年1月29日開催の審議会に文化財指定について諮問したところ、本物件は市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされた。概要は以下のとおりである。

(1) 鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足

本物件は、秋田藩初代藩主佐竹義宣に仕え、家老として藩政の中樞を担い活躍した梅津憲忠（1572～1630）が所用していたとされる具足である。

桃山期に流行した質実剛健な形式が特徴であり、全国的にも数の少ない着脱しやすい三枚胴が採用されている点においても、実践に即した形式が如実に表れている。各部分には、「慶長19年の大坂冬の役で憲忠が着用した」ものであること、更に胴部には、「前腹の2箇所は傷は鎗による」ものであることが金漆（前立は朱）で記され、延宝5年（1677）孫の忠宴の書と添えられる。これは、慶長19年（1614）の大坂冬の陣の今福での戦いにおける憲忠の武功を伝えるものである。この戦いにおいて憲忠は、複数人の敵兵に囲まれ大けがを負いながらも、今福の砦の奪取に多大な貢献を果たしている。

(2) 黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織

梅津憲忠が着用したとされる陣羽織である。室町末期から桃山期において、武将が好んで着用した袖付きの胴服であり、平時は外套として使用され、戦においては陣羽織として用いられた。唐織の地紋に牡丹唐草模様が織り込まれ、黄色に染色されている。襟は媚茶色の染地に白色、萌黄色、深緑色、縹色などの絹糸で紐状縦縞に長く刺繍が施される。本物件の背には、「慶長19年の大坂の役で憲忠が着用した陣羽織で、傷が13箇所にある」ことの黒墨とともに、延宝5年（1677）孫の忠宴の書と添えられ、実際に受けた傷跡も確認できる。

以上から、両物件は、佐竹家の重臣が着用したことが明らかな数少ない資料であるとともに、大坂冬の陣という歴史上の重要、かつ、劇的な事象の一端を示す文献資料を裏付ける物的資料であり、更には、具足と陣羽織がまとまって伝存している点において、工芸史および歴史的に価値の高い貴重な資料である。

令和6年度秋田市指定文化財候補物件資料

1	名 称	鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足
2	員 数	1 領
3	種 別	有形文化財（工芸品）
4	所 在 地	秋田市八橋本町六丁目12番15号 秋田市立佐竹史料館
5	所 有 者	秋田市
6	年 代	桃山時代
7	説 明	

本物件は、秋田藩初代藩主佐竹義宣に仕え、家老として活躍した梅津憲忠（1572～1630）が所用していたとされる具足である。

慶長7年（1602）に国替えを命じられ、秋田藩初代藩主となった義宣は、それまで権力を持っていた一門・譜代門閥層ではなく、新参の近習の中から近習出頭人を抜擢し藩政を執った。憲忠は、元々下野国出身であり、父とともに常陸国に移住してから義宣に仕えた新参の家臣であったが、その能力を認められ、実弟の政景とともに近習出頭人となり活躍し、藩政の中枢を担った人物である。

本物件は、鉄地革包み錆色漆塗り頭形型兜・頬当て型鉄地錆色漆塗り面・鉄地革包み錆色漆塗り三枚仏胴・鉄地錆色漆塗り八本篠籠手・革地錆色漆塗り板佩楯・鉄地錆色漆塗り立拳なし五本篠臙当てからなる。袖は欠損しているものの、佐竹家の家臣が着用したことが明らかになっている具足の現存数は少ない上に、いずれの部位も保存状態は良好である。

製作年代が近似し、現存する義宣の具足と比較した場合、家地の質の違いや威糸の毛引き威と素懸け威の違いなど、細部にわたり藩主と家臣との道具の格差を見ることができるが、仏胴の鉄地の外側に革を貼っている点等、作り込みに関しては、藩主のそれと大差はない。

本具足は、桃山期に流行した質実剛健な形式が特徴であり、特に大型の木製金漆塗り大日輪の前立は、時代の特色をよく表している。また、隙間なく体を防御できるように作られながら、活動性に優れた軽い素材が使用されており、歩兵戦が中心となっていた時代の流れをよく反映している。そして、秋田藩歴代藩主の具足にも見られず、全国的にも数の少ない着脱しやすい三枚胴が採用されている点においても、実用性を重視していたことが窺え、実践に即した形式が如実に表れている。

本物件の評価に係るもう一つの価値として、書付が挙げられる。兜・前立・面頬・胴・草摺・籠手・佩楯・臙当て・指物受筒の各部分には、「慶長19年の大坂

冬の役で憲忠が着用した」ものであること、更に胴部には、「前腹の2箇所の傷は鎗による」ものであることが金漆（前立は朱）で記され、延宝5年（1677）孫の忠宴の書と添えられる。これは、慶長19年（1614）の大坂冬の陣の今福での戦いにおける憲忠の武功を伝えるものである。この戦いにおいて憲忠は、複数人の敵兵に囲まれ大けがを負いながらも、今福の砦の奪取に多大な貢献を果たし、他の家臣とともに2代将軍徳川秀忠に拝謁し、感状および御刀を賜っている。この大坂冬の陣での功績は、関ヶ原の戦いで徳川家への忠誠心がないと判断され、秋田へと転封を命じられた佐竹家にとって、名誉を挽回する好機となった。

実際に、具足の胴や脇の下には深い傷が認められ、そのことは、『佐竹家譜』を始めとする大坂冬の陣の憲忠の奮迅の様子を伝える、各文献資料との整合性が指摘されるのである。これらの書付は、その後の梅津家の礎ともなった憲忠の栄誉を後世に伝えるために記されたと考えられるが、具足自体に歴史的な記録が書かれることは、非常に珍しい。

以上のことから、本物件は、佐竹家の重臣が着用した具足の形式が分かる数少ない資料であるとともに、大坂冬の陣という歴史上の重要、かつ、劇的な事象の一端を示した文献資料を裏付ける物的資料であり、工芸史および歴史的に価値の高い貴重な資料である。

【参考図書】

秋田市 2003『秋田市史 第三巻 近世通史編』

秋田市 2000『秋田市史 第十五巻 美術・工芸編』

秋田県教育委員会 1980『国典類抄 第十巻 軍部 全』秋田県立秋田図書館編

原武男 1989『佐竹家譜』東洋書院

『摂州大坂御合戦 梅津憲忠働覚書草稿 大坂御合戦ノ時曾祖父半右衛門憲忠働申傳ノ覚』大井家記録

池田吉男 「甲冑類調書 鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足」

令和6年度秋田市指定文化財候補物件資料

- | | | | | |
|---|---|---|----------------|-------------------------------|
| 1 | 名 | 称 | 黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織 | |
| 2 | 員 | 数 | 1 領 | |
| 3 | 種 | 別 | 有形文化財（工芸品） | |
| 4 | 所 | 在 | 地 | 秋田市八橋本町六丁目12番15号
秋田市立佐竹史料館 |
| 5 | 所 | 有 | 者 | 秋田市 |
| 6 | 年 | 代 | 桃山時代 | |
| 7 | 説 | 明 | | |

本物件は、秋田藩初代藩主佐竹義宣に仕え、家老として活躍した梅津憲忠（1572～1630）が所用していたとされる陣羽織である。

形式は、室町末期から桃山期において、武将が好んで着用した袖付きの胴服であり、平時は外套として使用され、戦においては陣羽織として用いられた。

本物件は、身丈95cm、肩幅125cm、袖丈50cmで、唐織の地紋に牡丹唐草模様が織り込まれ、黄色に染色されている。襟は媚茶色の染地に白色、萌黄色、深緑色、縹色などの絹糸で紐状縦縞に長く刺繍が施される。現存する類品が少ない上に、保存状態は良好であることから、形態や技法等を知る上で、大変貴重な資料である。

この陣羽織に関し、憲忠の陪臣で、大坂冬の陣では共に奮戦した大井光基（小吉）の大井家が所蔵する「摂州大坂御合戦 梅津憲忠働覚書草稿 大坂御合戦ノ時曾祖父半右衛門憲忠働申傳ノ覚」において、憲忠武具ノ覚として、黄唐織牡丹唐草ノ地紋の記載が見られる。また、秋田県公文書館が所蔵する憲忠の肖像画には、黄鬼と称された由縁でもある、本物件と同様の牡丹の柄、襟の縦縞の模様を持つ黄の陣羽織が描かれており、いずれも憲忠の所用であることを支持している。

さらに、本物件の背には、「慶長19年の大坂の役で憲忠が着用した陣羽織で、傷が13箇所にある」ことの黒墨とともに、延宝5年（1677）孫の忠宴の書と添えられ、実際に受けた傷跡も確認できる。

これらから、「鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足」と同様に、大坂冬の陣の激闘の様子を伝える諸文献資料との間に矛盾はなく、憲忠が実際の戦いで具足とともに着用していたことが窺え、本物件の重要な価値の一つとして認められる。

以上から、本物件は、佐竹家の重臣が着用した陣羽織の形式が分かる数少ない資料であるとともに、大坂冬の陣という歴史上の重要、かつ、劇的な事象の一端を示す文献資料を裏付ける物的資料であり、更には、具足とともにまとまって伝存している点において、工芸史および歴史的に価値の高い貴重な資料である。

【参考図書】

秋田市 2003『秋田市史 第三巻 近世通史編』

秋田市 2000『秋田市史 第十五巻 美術・工芸編』

秋田県教育委員会 1980『国典類抄 第十巻 軍部 全』秋田県立秋田図書館編

原武男 1989『佐竹家譜』東洋書院

『摂州大坂御合戦 梅津憲忠働覚書草稿 大坂御合戦ノ時曾祖父半右衛門憲忠働申傳ノ覚』大井家記録

池田吉男 「染色、服飾類調書 黄唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織」

※表記は全て常用漢字に統一した。

※闕字は一字空け、平出は二字空けとした。

※読点は翻刻者による。

○陣羽織

慶長十九年甲寅仲冬、終六撰州大坂之役頭祖憲忠公所芳之陣羽織也、所傷十三箇、
延宝五稔丁巳 孝孫忠宴敬志

○兜

慶長十九年甲寅仲冬、終六撰州大坂之役頭祖 憲忠公所冒之冑也、
延宝五稔丁巳 孝孫忠宴敬志

○前立（朱書）

慶長十九歳甲寅仲冬、終六撰州大坂之役頭祖 憲忠公所建之立物也、
延宝五稔丁巳 孝孫忠宴敬志

○面頬

慶長十九歳甲寅仲冬、終六日撰州大坂之役頭祖 憲忠公所当之頬当也、
延宝五稔丁巳 孝孫忠宴敬志

○胴

慶長十九年甲寅仲冬、終六撰州大坂役頭祖 憲忠公所服之具足也、前腹所傷二箇、
皆鎧創也、
延宝五丁巳 孝孫忠宴敬志

○筒

慶長十九年甲寅仲冬、終六日撰州大坂之役頭祖憲忠公所持之受筒也、
延宝五歳丁巳 孝孫忠宴敬志

○籠手（右）

慶長十九年甲寅仲冬、終六日撰州大坂之役頭祖憲忠公所着之小手也、
延宝五稔丁巳

○籠手（左）

慶長十九年甲寅仲冬、終六撰州大坂之役頭祖憲忠公所着之小手也、所傷之六箇、皆
鎧創也、
延宝五歳丁巳

○草摺

慶長十九甲寅仲冬、終六撰州大坂役頭祖憲忠公所着草摺也、

延宝五丁巳歳

孝孫忠宴敬志

○佩楯

(右) 慶長十九甲寅仲冬終六、撰州大坂之役頭祖 憲忠公所着之脛楯也

延宝五丁巳

孝孫忠宴敬志

(左) 慶長十九甲寅仲冬、終六撰州大坂之役頭祖 憲忠公所着之脛楯也、

延宝五丁巳

孝孫忠宴敬志

○臙当て

(右) 慶長十九歳甲寅仲冬、終六撰州大坂之役頭祖 憲忠公所着之臙当今也則亡、蓋

不知何時所失、延宝四年丙辰即新制之衣補不足、

延宝五稔丁巳

孝孫忠宴敬志

(左) 慶長十九歳甲寅仲冬、終六日撰州大坂之役頭祖 憲忠公所着之臙当今也則亡、

不知何時所失、延宝四年丙辰即新制之衣補不足、

延宝五稔丁巳

孝孫忠宴敬志



鐵地革包鍍色漆塗三枚仏胴具足



黃唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織（正面）



黃唐織牡丹唐草地紋胴服陣羽織（裏面）



具足・陣羽織



梅津憲忠肖像（秋田県公文書館所蔵）